

ルビットポイントサービス規約

(ルビットギフト用) 2018年5月1日版

本規約において使用する用語は別段の定めのない限りルビットギフト利用規約における用語と同様の意味とします。

第1条 目的

本規約は、Lu Vit 電子マネーサービスに付带的に提供される、当社の管理するポイントである「ルビットポイント」(以下、「ポイント」といいます。)の加算と加算されたポイントを利用することができるサービス(以下、「ルビットポイントサービス」といいます。)について定めることを目的としています。ルビットポイントサービス以外の事項に関しては、ルビットギフト利用規約または加盟店が別に定める規約が適用されます。

第2条 ポイントサービスの提供

ルビットポイントサービスを提供することを当社との間で合意した加盟店等(以下、「ポイント加盟店」といいます。)と当社は、本規約の定めるところによりルビットポイントサービスを提供します。

第3条 ポイント加算の方法

1. 会員が、当社所定の方法でチャージした場合にポイントが加算され、チャージしたルビットカードを介して、所定のサーバーに記録されるものとします。
2. 当社またはポイント加盟店は前項に定める場合のほか、一定の条件を定め、その条件を満たした会員に対してポイントを加算することがあります。
3. 会員から、当社所定の方法で、ルビットカードの提示がない場合、ポイント加算はできません。

第4条 ポイントの利用について

1. 会員は、加算されたポイントを、当社所定の方法で、Lu Vit 電子マネーに交換できます。なお、交換の取消およびLu Vit 電子マネーをポイントに交換することはできません。
2. 会員は、加算されたポイントを1ポイントあたり1円として、ポイント加盟店で商品等の購入の際に利用することができる場合があります。
3. ポイントは換金することはできません。

第5条 ポイントの返還

ポイント加算のもととなる取引が取り消された場合、該当ポイント数をポイント残高から差し引くものとします。

第6条 ポイントの合算

会員は、当社が認めた場合を除き、ポイント残高を他のルビットカードに移転することはできません。

第7条 ルビットカード再発行時のポイントについて

1. 会員が、ルビットギフト利用規約に基づき当社がルビットカードを再発行した場合には、当社所定の方法により確認されたポイント数が、当社所定の期間経過後、再発行されたルビットカードに引継がれるものとします。
2. なお、使用停止措置が完了する前に第三者によりポイント残高を使用された場合など、当社所定の方法で確認できなかったポイントについては、当社およびポイント加盟店は一切の責任を負いません。

第8条 ポイントの有効期限

1. 当年4月1日から翌年3月末日までに加算されたポイントは、翌々年の3月末日まで有効とします。
2. 有効期限までに利用されなかったポイントは失効するものとします。
3. 当社およびポイント加盟店は、前2項とは別途の有効期限を持つポイントを加算する場合があります。
4. 会員が退会または会員資格を喪失した時点で、ポイント残高は失効するものとします。

第9条 本規約の改廃

本規約またはその他の規約を含むポイントサービスの内容を変更する場合は、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本規約の変更があった場合、変更後の規約に従うことをあらかじめ承諾するものとします。